

佐倉市地域防災計画修正素案 に関する意見公募について



平成20年7月
佐倉市防災会議

佐倉市地域防災計画の修正概要

1. 防災計画の目的

佐倉市地域防災計画（以下「防災計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、佐倉市防災会議が作成する計画であり、市の地域における地震災害や風水害等に関する予防計画、応急計画及び復旧計画等をあらかじめ定め、市及び防災関係機関が有効に機能することにより、災害から市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

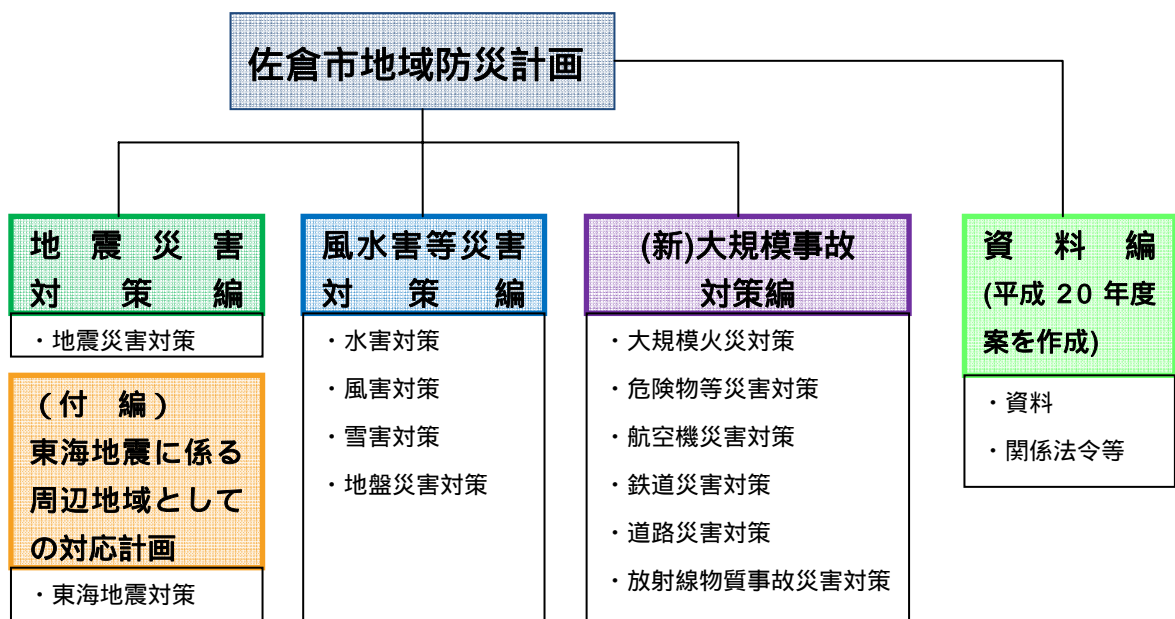
2. 修正の経緯

防災計画は、「防災基本計画」や「千葉県地域防災計画」の修正、「佐倉市災害対策条例」の制定、災害時要援護者等の各種ガイドラインの公表、中央防災会議による「首都直下地震対策大綱」の公表、被災者生活再建支援法、水防法等の関係法令の制定・改正などが行われていることから、広範囲にわたって見直しが必要となりました。修正にあたっては、これらを踏まえるとともに、国・県・市・防災関係機関等の組織変更、人口・気象データ等の時点修正も行っています。

また、構成についても、これまで「風水害等災害対策編」の中に含まれていた「大規模事故対策」を新たに編として新設し、内容の充実も図っています。

以上のように、今回の修正においては、計画の全般的な見直しを行っています。

・修正後の防災計画の構成



3. 主な修正事項

(1) 市域の概況等（地震災害対策編 P. 2～13、風水害等災害対策編 P.1～4）

人口・気象・災害履歴などについて、前回修正時以降のデータを追加しています。

(2) 地震と被害想定

千葉県地域防災計画で想定されている地震想定、被害想定を引用しました。

(3) 計画の構成変更（地震災害対策編 P.20～23、風水害等災害対策編 P.1 他、大規模事故対策編 全編）

（現行）「地震災害対策編」、「風水害等災害対策編」、「資料編」

（新）「地震災害対策編」、「風水害等災害対策編」、「大規模事故対策編」、「資料編」
「風水害等災害対策編」において、「地震災害対策編」と重複する部分については、「地震災害対策編に準じる」旨を記載し、頁数の削減を図っています。

(4) 国・県・市及び防災関係機関の組織変更（地震災害対策編 P.25～31）

平成16年の危機管理監の設置をはじめとした市組織の変更、業務内容・配備体制の見直し、国・県の組織変更、さらには、公共交通機関やライフライン関連会社などの防災関係機関の名称変更などに伴う修正を行っています。

(5) 佐倉市災害対策条例・規則の制定（地震災害対策編 P.32～33）

平成14年4月1日に、「佐倉市災害対策条例」及び「同施行規則」が施行されていることから、これらに規定されている責務、応急対策及び災害復旧対策などの事項を追加しています。

(6) 浸水想定区域における円滑・迅速な避難（地震災害対策編 P.46）

水防法の改正により、浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法や避難場所を定めるとともに、洪水ハザードマップの作成・配布による周知を行うことを新たに記載しています。

(7) 土砂災害防止対策（地震災害対策編 P.50～52）（風水害等災害対策編 P.19）

「土砂災害区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づき、今後、土砂災害ハザードマップを整備していくとともに、警戒体制の整備などを実施するものとします。

また、平成20年3月21日から、土砂災害による被害の防止・軽減のため、大雨によって土砂災害の発生するおそれが高まった時に、千葉県と銚子地方気象台が共同で土砂災害警戒情報を発表します。この情報は、市町村長が避難勧告等の避難対策を適時適切に行えるよう、また、住民が自主避難を判断する際に利用してもらうことを目的としています。

(8) 情報収集・伝達（地震災害対策編 P.60）

衛星回線を使った全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備を図り、市民に対して緊急地震速報等の情報を迅速かつ的確に伝達できるよう整備を進めるものとします。

(9) 二次災害防止及び建物被害等の調査体制 (地震災害対策編 P.74、P.194～196)

余震などによる二次災害を防止するため、建築物の応急危険度判定の実施、宅地等の危険度判定に関する体制の整備について記載しています。

(10) 災害時要援護者対策 (地震災害対策編 P.91～94)

これまで、「災害弱者対策」として記載していたものを「災害時要援護者対策」と改めるとともに、国が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき、要援護者情報の把握、安否確認・避難支援などについて追加しています。

(11) 災害ボランティア・NPO に関する記述の充実 (地震災害対策編 P.95～96)

災害時における受入れ窓口として、佐倉市社会福祉協議会が(仮称)佐倉市災害ボランティアセンターを設置し、市と連携してボランティア等の派遣を実施します。

(12) 避難準備情報、避難勧告及び避難指示 (地震災害対策編 P.168～172、風水害等災害対策編 48～51)

平成 17 年 3 月に、水害発生時において避難すべき区域、避難勧告等の発令の基準、伝達的手段及びその内容に関して、国からガイドライン(避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン)が示されました。

災害時要援護者については、避難行動に時間を要することから、「避難勧告」を発令する前の段階で「避難準備情報」を発表し、要援護者は避難行動を開始することとします。

(13) 帰宅困難者対策 (地震災害対策編 P.190～191)

中央防災会議の「首都直下地震対策大綱」において、1都3県で約 650 万人の帰宅困難者が発生するとされていることから、帰宅困難者対策について新たに記載しています。

(14) 保育園等の応急対策の追加 (地震災害対策編 P.234～235)

保育園、学童保育所等の災害時に備えた準備、応急復旧・応急保育などについて、新たに記載します。

(15) 被災者生活再建支援法に関する事項の追加 (地震災害対策編 P.264～265)

自然災害により、災害救助法が適用されるなど生活基盤に著しい被害を受けた場合、申請により支援金が支給される制度で、これまで防災計画に未記載であったことから追加します。

(16) 東海地震に関する情報体系の変更

(地震災害対策編 付編東海地震の周辺地域としての対応計画 P 東 13～14)

気象庁が発表する東海地震に関する情報体系の変更及びそれに伴う防災対応について修正しています。

(17) 雪害・風害予防対策の追加 (風水害等災害対策編 P.6～7)

台風、異常気象などの強風による被害の予防対策及び降雪時の道路等における雪害予防対策などについて、「風水害等災害対策編」に新たに記載します。

(18) 国民保護・緊急処理事態対策本部との関係(大規模事故対策編 P.3)

原因不明の事態などが発生し、市災害対策本部を設置していた場合に、国から国民保護対策本部または緊急処理事態対策本部を設置すべき市の指定があったときには、災害対策本部を国民保護対策本部または緊急処理事態対策本部に移行します。

4. 佐倉市地域防災計画作成までの流れ

佐倉市地域防災計画(修正)素案に対する皆さまのご意見を参考にしながら、計画案を作成します。

その後千葉県との協議を経て計画を決定します。決定した佐倉市地域防災計画は、佐倉市のホームページ等で市民の皆さんに公表します。

佐倉市地域防災計画修正素案をご覧になりたい方

佐倉市地域防災計画修正素案は、市のホームページ、交通防災課(土日、祝日を除く)、各出張所・派出所・サービスセンター(開庁日のみ)でご覧になれます。

<http://www.city.sakura.lg.jp>

佐倉市地域防災計画修正素案に関する意見公募について

この計画素案について、市民の皆さまからのご意見を募集いたします。
いただいたご意見は、計画の修正において参考とさせていただきます。

この手続きは、案件に対する具体的なご意見を募集するものであり、賛否を問うものではありません。

意見を提出された方の住所、氏名等は公表いたしません。

お寄せいただいたご意見は、それに対する市の考え方とともに整理した上で公表いたします。

なお、個々のご意見に対して直接回答はいたしませんのであらかじめご了承ください。

ご意見の提出ができる方

市内に在住、在勤、在学している方

上記の方が主体となって構成している団体（市民団体）

市内に事務所または事業所を有する法人

ご意見の提出方法について

意見書の様式 ・様式は問いませんが、「佐倉市地域防災計画（修正）素案に関する意見書」をご利用いただくと便利です。

記載事項 ・案件名
・（個人の場合）住所及び氏名
（法人または団体の場合）所在地、団体名及代表者氏名
・意見

締切 平成20年7月22日（火）

提出方法 郵送（7月22日の消印有効）、ファクシミリ、電子メールにより、下記の提出先までお送りいただくか、直接、交通防災課窓口（土日、祝日を除く）にご持参ください。

ご意見の提出先/お問合せ先

〒285 - 8501 佐倉市海隣寺町97番地
佐倉市役所 本庁 1号館4階

佐倉市 市民部 交通防災課

電話 043(484)6338（直通）

ファックス 043(486)2502

電子メール kotsubosai@city.sakura.lg.jp